

平成28年(ワ)第224号

原告 寺本泰之

被告 豊橋市 外1名

第5準備書面

平成29年3月13日

名古屋地方裁判所

豊橋支部 民事部口係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 齋藤 尚

第1 被告らによる、議会だよりへの掲載が「再度掲載する際の問題である」との主張について

1 被告らは、原告が議会で一般質問を行い、その内容が豊橋市議会議事録に作成され市役所ホームページなどで市民の閲覧に供されているから、原告がその質疑内容を市議会だよりに掲載することを求めることは「再度掲載」を求めるに過ぎず、表現行為に対する事前抑制の問題は生じないと主張する。

2 しかし、市議会議事録と市議会だよりはその役割を異にする。

すなわち、市議会は直接選挙で選出された市議会議員で構成され、ともに直接選挙で選出された市長とともに独立・対等の立場で市政を担う「車の両輪」のような関係にあり、互いに抑制し合い均衡を保ちながら、公正な行政を確保し、市民の意思を尊重した、よりよい市政の実現を目指している(日本国憲法第92条、第93条など)。

そして、地方自治のありようが上記のような仕組みである以上、選挙民である豊橋市民は豊橋市議会での議論の内容を知る権利(日本国憲法第93条、第15条、第21条など)があり、それに応じるために豊橋市議会議事録が市民の閲覧に供されることは当然のことである。

それに対して、豊橋市議会だよりは「豊橋市議会の活動状況を市民に広

報し、『市民に開かれた議会』『市民に分かりやすい議会』に資することを目的として創設された刊行物であり（甲1 第1条）、その目的は、豊橋市議会議事録の存在目的とは異なるものである。

つまり、豊橋市議会議事録と豊橋市議会だよりは、その発行の根拠、目的などを異にし、両者における表現行為は別個のものとして扱われる。

実質的に言っても、豊橋市議会議事録は一般市民では購入することができないため、パソコンを扱うことができない高齢者・障がい者の方々などがその内容を知ろうとする場合には、わざわざ市役所内の情報ひろばや図書館に行って目次から閲覧し、必要箇所をコピーせざるを得ないなどの不便を生じる。

それに対して、豊橋市議会だよりは、まさに「市民に分かりやすい」ように市議会の活動をまとめ、議案・請願の内容を網羅し、写真・イラストなどを用い、「広報とよはし」と一緒に戸別配布されるため、一般市民が分かりやすく市政のことを知ることができる。また、一般質問をした議員には必ず質疑の掲載が認められており、校区出身などにかかわらず、自分が選出した議員の活動を身近に感じることができる。

このように、豊橋市議会議事録と豊橋市議会だよりは、その対象とする市民が全戸なのか否か、市民へ働きかける目的が異なることから、両者における表現行為は別個のものとして扱われる。

3 小括

したがって、被告らによる、議会だよりへの掲載が「再度掲載する際の問題である」との主張は誤っている。

第2 豊橋市議会基本条例第6条の解釈について

- 1 被告らは、豊橋市議会基本条例第6条は議会の責務を定めた規定であり、議員の権利を規定したものではない、と主張する。
- 2 しかし、例えば、憲法第21条から「知る権利」が導き出されることが常識的であるように、権利規定は、その文言の形式にかかわらず、その条文

の目的に合致するように解釈しなければならない。

確かに、形式的には、豊橋市議会基本条例第6条は議会の責務を定めた規定である。

しかし、既述したように、①豊橋市議会の活動内容が選挙民である豊橋市民に積極的に開示されるべきことが憲法第92条、第93条、第15条、第21条などから要請されるべきこと②豊橋市議会だよりの発行が定められ、その「一般質問及び代表質問の掲載部分」が質問者により選択されること（甲1 第4条（1））からすれば、豊橋市議会基本条例第6条は、すくなくとも、議員が意見発信の機会を妨げられないことを要請していると解釈すべきである。

3 したがって、豊橋市議会基本条例第6条が単に議会の責務を定めた規定であるに過ぎないとする被告らの主張は誤っている。

第3 被告らが主張する豊橋市議会だより編集委員会が有する編集権について

1 被告らは、豊橋市議会だより編集委員会規約の別表1を根拠に、編集委員会には編集権があると主張する。

なるほど、別表1の「Q&A案文決定」の担当者は「編集委員会」とあり、同規約第5条の（編集方法等）において別表1が参照されている。

2 しかし、かかる規定をもって、編集委員会が広汎な編集権を有していると考えるのは誤りである。同規約第4条（1）は一般質問の掲載部分の選択者は「質問者」とであると明確に規定されている。

仮に、編集委員会が編集権なるものを有していたとしても、それは、第4条で規定された「質問者」が選択した部分の字句整理程度にとどまる。別表1の「Q&A案文作成・調整」の作業者が「質問者（作成）・事務局（調整）」となっているのはそのような趣旨である。そう解釈しなければ、一般質問について「選択」と記載している第4条が没却されてしまうし、そもそも議会活動を広く市民に知ってもらおうという、市議会だよりの意味が損なわれてしまう。

実務的にも、議会だよりの掲載内容は、議会だより編集委員会から各議員宛に甲2のような依頼文書がきていた。甲2では、提出方法として、「掲載内容については、添付した会議録に掲載を希望する箇所へマーカーやアンダーラインなどを引き、余白にタイトルを記載して議会事務局議事課へ提出（下線は引用者）」とあり、議会事務局が「編集権」を行使して、会議録とは異なる内容を掲載することは予定されていない。

さらに、その他として「校正作業の日程が非常に厳しいですので、提出期日の厳守をお願いします。」とある。「校正」とは、「くらべ合わせて、文字の誤りを正すこと（大辞林 第2版）」をいい、内容を改変することは予定されていない。

3 したがって、議会だより編集委員会が有する編集権の行使をもって、本件不掲載が適法であるとする被告らの主張は誤りである。

なお、被告らは、議会だよりに原告の不掲載理由を掲載しなかったことも編集権の行使だと主張する。しかし、編集委員会規約別表1によれば、掲載項目選定は「質問者」の役割であり、編集委員会は「掲載項目調整」に関する権限を有しているに過ぎない。被告らは編集委員会規約に定められていないことまで編集権の範囲だと強弁しており、規範意識がかけること甚だしい。

第4 豊橋市議会だより300号における原告以外の議員の掲載記事

1 証拠として齋藤啓議員、伊藤篤哉議員（甲14、15）、杉浦正和議員、小原昌子議員（甲16、17）、中西光江議員、市原享悟議員（甲18、甲19）にかかる豊橋市議会だより300号の「いっぱん質問」欄と該当部分の議事録を提出する。

証拠を見れば明らかのように、議員自身によるものか編集委員会によるものかは分からないが、「編集」は、実際になされた議事に沿って行われており、原告に対するような「改変」を強要された形跡はない。

2 議会だより300号に一般質問の内容が掲載された議員は原告の他に1

7名いるが、全員分の議事録を提出すると大部にわたり、すべて提出する必要性はないので、平成27年6月6日分のみ提出する。

第5 結論

以上の通りであるので、原告に対する議会質疑答弁不掲載は、表現行為に対する違憲無効な事前抑制であり、被告らの主張する編集権行使として適法ではないことは明らかである。

以上